

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集の結果

意見募集期間:令和5年3月25日(土)から令和5年4月24日(月)まで

提出された御意見の件数:2件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社
—	個人(1件)

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正案に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

※寄せられた御意見を要約した上で掲載しています。

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正 の有無
全体についての意見				
1	全体	<p>AWS は、IP ネットワーク接続委員会の第二次報告及び情報通信審議会答申の「クラウドネイティブな情報通信ネットワークを前提として、現行制度を見直すことが適当」との方向性に賛同しており、これに基づく総務省の制度整備について賛同します。</p> <p>AWS は、電気通信事業の公共性・重要性を強く認識しており、日本の電気通信事業者の方々に最先端のイノベーションの成果を提供することにより、日本の電気通信事業の発展に貢献していきたいと考えております。</p> <p>「電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関する記載マニュアル」に記載の「電気通信事業者がクラウド・コンピューティング・サービス等を通じて他者からコア機能の一部の提供を受ける場合」に関し、AWS では、電気通信事業者が安心してパブリッククラウドを利用できるよう、下記の管理方法及びインシデント対応を提供しています。</p> <p>今回の意見募集に当たっては、電気通信事業者のパブリッククラウドの利用に関し、同マニュアルの記載内容につ</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>貴社の提供するクラウドサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無

		<p>いて明確化していただきたい事項について整理いたしました。これらの事項について、ご回答(同マニュアルへの追記などの対応を含む。)により明確化していただくことを求めます。</p> <p>「クラウドネイティブな情報通信ネットワーク」の円滑な導入のためには、今後も各種制度について明確化等の対応が必要になる場合があると考えられるため、総務省に置かれましては、今後も引き続き適切な対応を行っていただけるよう要望します。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>		
2		<p>本意見募集は「行政手続法に基づく手続」であるとされているが、事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関するマニュアル及び管理規程記載マニュアルも、行政手続法(平成5年法律第88号)第6章の規定による意見公募手続を行わなければならない「命令等」に該当するのか。</p> <p>【個人】</p>	<p>今回意見募集を行った対象のうち、事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関するマニュアル及び管理規程記載マニュアルは行政手続法第2条第8号に規定する「命令等」に該当しませんが、命令等に該当する省令及び告示に合わせて改正するものであることから、「行政手続法に基づく手続」と表示しています。</p>	無
電気通信事業法施行規則の改正案についての意見				
3	第27条の2第3号口	<p>「仮想化した」の定義は何か。「『設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより』仮想化した」とと解してよいか。</p> <p>【個人】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>	無
平成二十七年総務省告示第六十七号(管理規程の細目を定める件)の一部を改正する告示案についての意見				
4	一(12)	<p>「定期的な保全点検」に「デジタル技術の活用による点検を含む」ことが規定されているが、「デジタル技術の活用による保全点検を含む」と規定しない趣旨は何か。そもそも、</p>	<p>本規定は、デジタル技術の活用の促進のため、補足として追加したものになります。そのため、デジタル技術の活用による保全に係るもの等を排除する趣旨はありません。</p>	無

		<p>「保全点検」というのは「保全及び点検」であって、ここでは「デジタル技術の活用による保全」は含まないと解せばよいのか、あるいは、「保全点検」というのは「点検」のうち保全に関するものを意味するものであって、「デジタル技術の活用」による場合は「保全点検」ではない「点検」も含むという趣旨なのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関する記載マニュアル(案)についての意見				
5	全体	<p>頁番号が整理されていない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	スライド番号を整理します。	有
6	4～5頁	<p>「技術基準適合確認の対象となる設備」の頁における「クラウド・コンピューティング・サービス」とは、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第108号)第2条第4項に規定する「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」を用いて提供されるものをいうと解してよいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	電気通信事業法施行規則改正案の第29条第1項第4号の2にあるとおり「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービス」をいいます。	無
7	13頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第5条の「電源停止、共通制御機器の動作停止等の故障発生時の検出・通知機能の具備」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答(自己確認届記載マニュアルへの追記などの対応を含む。以下同じ。)により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者において電気および機械に関連する設備をモニタリングし、予防的なメンテナンスを実施して、データセンター内のシステムの継続的な運用性を維持</p>	クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。	無

		<p>している。機器のメンテナンス手順は資格を持っている担当者が実行し、文書化されたメンテナンススケジュールに従って完了される。</p> <p>また、問題の速やかな特定を可能にするため、電氣的、機械的なシステムおよび設備をモニタリングしている。これは継続的な監査ツールと、建物管理および電氣的なモニタリングシステムを通じて提供される情報を利用して行われる。予防的メンテナンスが実行され、設備の運用に関する継続性が保たれている。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>		
8	14頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第6条の「他の設備から受信したプログラムにより役務提供に重大な支障を及ぼさないための機能制限等の防護措置」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者の検出および応答サービスは、潜在的なセキュリティの誤設定、脅威、または予期せぬ動作を特定するのに役立つ。環境内で発生した不正または悪意のあるアクティビティの可能性に迅速に対応できるようになる。</p> <p>また、ネットワークおよびアプリケーション保護サービスは、組織全体のネットワーク制御ポイントできめ細かいセキュリティポリシーを適用するのに役立つ。トラフィックを検査およびフィルタリングして、ホストレベル、ネットワークレベル、およびアプリケーションレベルの境界での不正なリソースアクセスを防止するのに役立つ。</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無

		<b>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</b>		
9	15頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第7条の「事業場における点検・検査に必要な試験機器の配備等の措置・事業場における故障時の応急復旧に必要な機材の配備等の措置」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者において、問題の速やかな特定を可能にするため、電氣的、機械的なシステムおよび設備をモニタリングしている。これは継続的な監査ツールと、建物管理および電氣的なモニタリングシステムを通じて提供される情報を利用して行われる。予防的メンテナンスが実行され、設備の運用に関しての継続性が保たれている。</p> <p style="text-align: center;"><b>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</b></p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無
10	18頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第9条の「地震による転倒・移動を防止するための床への緊結等の耐震措置」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者のデータセンターは、設置時点において最新又は少なくとも標準的な建築的、工学的アプローチに基づいて設置されている。クラウドサービス事業者は大規模データセンターの設計、構築、運用において、長年の経験を有している。クラウドサービス事業者のデータセンターのうち、少なくとも日本のデータセンターは日本の震災</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無

		<p>に関する規格に準拠するように設計されている。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>		
11	24頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第15条の「建築物等が自然災害等の被害を容易に受けない環境、堅固・耐久性、安定に動作する温度・湿度の維持、施錠等の防護措置」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者のデータセンターは、設置時点において最新又は少なくとも標準的な建築的、工学的アプローチに基づいて設置されている。クラウドサービス事業者は大規模データセンターの設計、構築、運用において、十分な経験を有している。クラウドサービス事業者のデータセンターのうち、少なくとも日本のデータセンターは日本の震災に関する規格に準拠するように設計されている。</p> <p>耐障害性に関して、クラウドサービス事業者のグローバルインフラストラクチャは、リージョンとアベイラビリティゾーンを中心に構築される。リージョンには、低レイテンシー、高いスループット、そして高度の冗長ネットワークで接続されている複数の物理的に独立・隔離されたアベイラビリティゾーンがある。アベイラビリティゾーンでは、ゾーン間で中断することなく自動的にフェイルオーバーするアプリケーションとデータベースを設計および運用することができる。アベイラビリティゾーンは、従来の単一または複数のデータセンターインフラストラクチャよりも可用性、耐障害性、および拡張性が優れている。</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無

		<p>空調と温度に関して、クラウドサービス事業者のデータセンターは、環境を制御するとともに、サーバーやその他のハードウェアの適切な運用温度を保ち、過熱を防ぎ、サーバー停止の可能性を減らすためのメカニズムを使用している。作業員とシステムが、温度と湿度を適切なレベルになるよう監視してコントロールしている。</p> <p>施錠管理に関して、 データセンターのアクセス確認</p> <p>データセンターへのアクセスは、定期的に確認される。従業員が従業員でなくなった場合には、アクセス権は自動的に取り消される。さらに、承認された申請期間に従って従業員または請負業者のアクセスの有効期限が切れると、従業員であっても、そのアクセス権限は速やかに取り消される。</p> <p>データセンターのアクセスログデータセンターへの物理アクセスは、記録、監視され、保持される。論理的および物理的なモニタリングシステムから取得した情報は、必要に応じてセキュリティを向上させるために相関性を確認されている。</p> <p>データセンターへのアクセスの監視クラウドサービス事業者においてデータセンターのアクセスを管理、モニタリングし、ローカルのチームと関連サポートチームと協力し、対処優先順位の決定、コンサルティング、分析、送信を行い、24時間 365 日グローバルレベルのサポートを提供している。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>		
12	26頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第15条の3の「ループ上のネットワークを横断する伝送路設備の設置、都道府県庁等の通信確保に使用される基地局・交換設備</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総</p>	無



間の伝送路設備の複数経路による予備回線の設置・役務に係る情報管理・制御・端末認証等を行う設備の複数地域への分散設置・伝送路設備を複数経路で設置する場合の離隔設置、自治体による防災計画やハザードマップを考慮した設備の設置等の防災措置」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。

クラウドサービス事業者のサービスにおいて、一般的な災害対策(DR: Disaster Recovery)に使用されるアーキテクチャの多くを実装可能であり、例えば、環境を作成し、瞬時にスケールアップを可能とさせる、あるいは、環境を作成することで、高速なフェイルオーバーを実施するようになることも可能となっている。クラウドサービス事業者はクラウドベースの災害対策サービスを提供し、電気通信事業者のITインフラストラクチャとデータの迅速な復旧を可能にしている。

クラウドサービス事業者は、場所を選択する前に、始めに環境評価および地理的評価を実施している。洪水、異常気象、地震活動などの環境リスクを軽減するためにデータセンターの場所を慎重に選択している。クラウドサービス事業者のアベイラビリティゾーン間は物理的に分離されており、相互に独立して構築されている。

クラウドサービス事業者において、責任共有モデルでのサービス提供となっている。クラウドサービス事業者は、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーキング、AWS クラウドのサービスを実行する施設で構成されるインフラストラクチャを提供する。

電気通信事業者が、耐障害性の高い設計(例えば、マル

務省に対し個別に御相談を御願いたします。

		<p>チリジョンでの DR など)を電気通信事業者で設計することで、耐障害性を高めることが可能になっている。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>		
13	30頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第19条の「利用者又は他の電気通信事業者の接続設備を損傷するおそれのある電力・電流を送出しない」との要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者において電気および機械に関連する設備をモニタリングし、予防的なメンテナンスを実施して、データセンター内のシステムの継続的な運用性を維持している。機器のメンテナンス手順は資格を持っている担当者が実行し、文書化されたメンテナンススケジュールに従って完了される。</p> <p>また、問題の速やかな特定を可能にするため、電氣的、機械的なシステムおよび設備をモニタリングしている。これは継続的な監査ツールと、建物管理および電氣的なモニタリングシステムを通じて提供される情報を利用して行われる。予防的メンテナンスが実行され、設備の運用に関する継続性が保たれている。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無
14	30頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第20条の「接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号・光信号を送出しない」との要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化する</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無

		<p>ことを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者において電気および機械に関連する設備をモニタリングし、予防的なメンテナンスを実施して、データセンター内のシステムの継続的な運用性を維持している。機器のメンテナンス手順は資格を持っている担当者が実行し、文書化されたメンテナンススケジュールに従って完了される。</p> <p>また、問題の速やかな特定を可能にするため、電氣的、機械的なシステムおよび設備をモニタリングしている。これは継続的な監査ツールと、建物管理および電氣的なモニタリングシステムを通じて提供される情報を利用して行われる。予防的メンテナンスが実行され、設備の運用に関する継続性が保たれている。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>		
15	30頁	<p>電気通信事業者がクラウドサービス事業者のサービスを利用するにあたり、事業用電気通信設備規則第21条の「落雷・強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧・異常電流により接続設備を損傷するおそれのある場合の保安装置又は保安機能を有する装置の設置」の要件は、下記の対応により満たされていると解して差し支えないか、ご回答により明確化することを求めます。</p> <p>クラウドサービス事業者において電気および機械に関連する設備をモニタリングし、予防的なメンテナンスを実施して、データセンター内のシステムの継続的な運用性を維持している。機器のメンテナンス手順は資格を持っている担当者が実行し、文書化されたメンテナンススケジュールに従っ</p>	<p>クラウドサービス事業者が提供するサービスが事業用電気通信設備規則を満たしているかについては、電気通信事業者が提供しようとしている電気通信役務の内容等に応じて個別に確認されるものであるため、制度の運用の際に総務省に対し個別に御相談を御願いたします。</p>	無

	<p>て完了される。</p> <p>また、問題の速やかな特定を可能にするため、電氣的、機械的なシステムおよび設備をモニタリングしている。これは継続的な監査ツールと、建物管理および電氣的なモニタリングシステムを通じて提供される情報を利用して行われる。予防的メンテナンスが実行され、設備の運用に関する継続性が保たれている。</p> <p>【アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社】</p>	
--	---	--